

## 若林区の魅力を伝える動画作成業務企画提案（プロポーザル）募集要項

### 1. 目的

本プロポーザルは若林区の魅力を多くの人へ伝える動画を作成するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

### 2. 事業概要

#### (1) 委託業務名

若林区の魅力を伝える動画作成業務委託

#### (2) 事業目的

平成 27 年の地下鉄東西線開通により「まちの在り方」に大きな変化があった若林区が再び大きな変化の時を迎えている。復興事業により姿を変える東部沿岸部や、令和 5 年には大型総合大学の区内への移転を控え、コロナ禍を経て区民による協働事業や商店会による賑わい創出の動きなど、目まぐるしい変化とそれによる好循環が期待される。そのようななかから更なる魅力を発見、PR できる動画を作成し、躍動感あふれるまちづくりの機運醸成につなげるもの。

#### (3) 業務内容

別紙「若林区の魅力を伝える動画作成業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結日より令和 4 年 9 月 30 日

#### (5) 提案上限額

288,000 円（消費税込み）

### 3. 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体とする。

- (1) 同種または類似の業務実績を有していること。
- (2) 市内に拠点を有する事業者並びに市内に拠点を有する事業者を含む団体又は事業者であること。
- (3) 暴力団ではないこと。暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体又は事業者等ではないこと。
- (4) (3) の団体との関係を有していない団体又は事業者等であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体又は事業者等ではないこと。

### 4. スケジュール

企画提案募集開始	令和 4 年 7 月 15 日（金）
質問受付期限	令和 4 年 7 月 21 日（木）
質問回答期限	令和 4 年 7 月 22 日（金）
企画提案書提出期限	令和 4 年 7 月 29 日（金）

審査（書類審査）	令和4年8月3日（水）
選考結果通知	令和4年8月4日（木）
契約締結	令和4年8月8日（月）

## 5. 申込方法

本業務の受託を希望する者は、次のとおり応募申込書及び企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出書類

- ①応募申込書(様式第1号)1部
- ②企画提案書(任意様式)4部（正本：1部、副本：3部）
- ③見積書(任意様式)4部（正本1部、副本：3部）
  - ・宛先は「若林区長」とすること。

### (2) 提出期限

令和4年7月29日(金)午後1時

### (3) 受付場所

〒984-8601

仙台市若林区保春院前丁3-1 若林区役所4階

若林区まちづくり推進部まちづくり推進課

電話022(282)1111 内線6136

※土曜日・日曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後5時まで

### (4) 提出方法

郵送又は持参による。なお、郵送による場合は、(2)の提出期限まで必着とする。

## 6. 質問及び回答

- (1) 本プロポーザルに関し質問がある場合は、令和4年7月21日(木)午後3時までに要旨を簡潔に記載し、次の電子メールアドレス宛てに送信すること。

〈電子メールアドレス〉 [wak014020@city.sendai.jp](mailto:wak014020@city.sendai.jp)

なお、電子メールの件名は「若林区の魅力伝える動画作成業務質問書(事業者名)」とすること。

- (2) 質問に対する回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、質問者に電子メールで回答するとともに、仙台市若林区ホームページに掲載する。

## 7. 企画提案書の作成について

### (1) 作成要領

- ① 企画提案書の用紙サイズはA4（横向き）とし、様式や装丁は指定しない。
- ② 提案事業者名の記載はしない（なお、見積書についても提案事業者名は記載しない）。
- ③ 仕様書を踏まえた提案を行い、評価基準①から③に挙げる事項については必ず記載すること。

## 8. 見積金額について

様式は任意とし、見積書には提案事業者名を記載しないこと。消費税及び地方消費税は含まない。

## 9. 受託者の選定について

### (1) 審査方法

- ・応募資格を満たす者から提出された提案書等について、審査委員会において審査を行う。
- ・評価表を用いて (2) の評価基準に基づき企画内容を審査・評価し、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として決定する。
- ・プレゼンテーションは実施しない。
- ・提案書等に疑義がある場合は電子メールによりヒアリングを行う。

### (2) 評価基準

次の審査項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

#### ①業務の目的及び内容の理解度（40 点）

- ・本事業の目的を十分に理解した提案内容であるか
- ・若林区の特性を十分に理解しているか

#### ②提案内容（45 点）

- ・若林区全体の魅力や特性が適切にプロモーションされる内容となっているか
- ・年齢等に関わらず、理解しやすく興味を引く構成になっているか
- ・提案書は理解しやすく、説得力が感じられるか

#### ③実施スケジュール及び事業遂行能力（10 点）

- ・業務スケジュールが適切か
- ・同種または類似の業務実績

#### ④見積金額（5 点）

- ・予算内であつ適正な見積もりが示されているか

### (3) 審査結果

- ・審査結果は、審査終了後すみやかに参加者全員に対し書面により通知する。
- ・通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、非特定理由についての説明を求めることができる。
- ・非特定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、書面により回答する。

## 10. 契約内容

### (1) 契約形態

委託者と受託候補者との間で、委託業務請書により契約締結する。

### (2) 予算規模

288,000 円（消費税及び地方消費税込）を上限とし、採択提案内容等を委託者と調整し契約金額を決定する。

なお、委託費は提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年9月30日（金）まで

(4) 支払条件

完了払い

(5) その他

- ① 委託契約の締結に当たっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について委託者と受託候補者が別途協議のうえ決定する。
- ② 協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ③ 委託者は提案書の内容を基にして、受託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整った後に、随意契約を締結する。

11. その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 特定（決定）されなかった提案書は、返却しない。
- (3) 応募資格要件を満たさなくなった場合及び提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。
- (4) 提出された提案書は、提案書の特定の用以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限後の提案書の提出は認めない。また、期限後の提案書の差し替え及び再提出についても認めない。

12. 担当

若林区まちづくり推進部まちづくり推進課

電話022（282）1111 内線6136

〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1 若林区役所4階

〈電子メールアドレス〉 [wak014020@city.sendai.jp](mailto:wak014020@city.sendai.jp)